

社員寮用空き家バンク活用リフォーム事業補助金

申請の手引き



小矢部市内の労働力確保と定住人口の増加を図るため、小矢部市空き家・空き地情報バンク登録空き家を購入又は賃借し、社員寮に改装するためのリフォーム工事を行う方にその費用の一部を助成します。

この手引きは、助成金申請の手続きと、申請書等の作成について説明するものです。申請にあたっては、必ず手引きの内容をご確認ください。

◆主な要件◆

- ① 市内に事業所を有する法人又は補助金の実績報告を行う日までに、市内に事業所を有している法人であること。
 - ② 小矢部市空き家・空き地バンクに登録されている住宅の購入又は賃借を契機に行うリフォーム工事であること(契約後1年以内の着工)
 - ③ 市内業者(支店、営業所含む。)が施工する対象経費50万円以上の工事であること
 - ④ リフォーム工事の契約者が住宅の購入又は賃借の契約者であること
 - ⑤ 市税等を滞納していないこと
 - ⑥ 交付決定を受けた後に工事に着工し、当該年度末までに実績報告書を提出できること
- ※ 申請は1住宅1回限りです。複数のリフォームを同時期に行う場合は、まとめて申請ください。

◆助成金額◆

助成対象経費の50%(1,000円未満切捨/上限100万円※)

※社員寮入居者数が3人の場合:上限60万円 4人の場合:上限80万円 5人以上の場合:上限100万円

【注意！！】原則、交付決定通知書が届いてから工事に着工するもののみ助成対象とします。

申請受付窓口・問合せ先

小矢部市 産業建設部 商工立地振興課

富山県小矢部市本町1番1号 小矢部市役所4階

電話:0766-67-1760(内線451)

開庁日時:平日8:30~17:15(土日、祝日、年末年始は受付していません。)

申請様式や本手引きは、小矢部市のホームページからダウンロードすることができます。

1. 申請の要件

(1) 対象となる住宅

下記の全てに該当するもの

- ・ 小矢部市空き家・空き地情報バンクに登録されている(されていた)住宅であること
- ・ 従業員が居住するため購入又は賃借した住宅であること
- ・ 過去にこの補助金を受けたことのない住宅であること

| ○(対象となる例) |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 一戸建て・ 店舗併用住宅(住宅部分のみ、共有部分については面積按分で助成。) |
| ×(対象とならない例) |
| <ul style="list-style-type: none">・ 建築中の住宅・ 店舗、事務所、作業所等(住宅でないもの) |

(2) 対象となる者

下記の全てに該当する方

- ・ 市内に事業所を有する法人又は補助金の実績報告を行う日までに、市内に事業所を有している法人
- ・ 市税等を滞納していないこと
- ・ リフォーム工事の契約者であること
- ・ その他市長が不相当と認める者でないこと

(3) 対象となる社員寮

下記の全てを満たすこと

- ・ 補助金を受領した日から3年以上当該補助対象住宅に従業員が居住すること
- ・ 従業員3人以上の入居が見込まれること
- ・ 1人以上の従業員が新たに市外から転入して居住すること
- ・ 表札や看板等で法人名等の名称を掲示すること
- ・ 地域住民との調和を図るための対策が講じられていること(ゴミ出しの調整など)

(4) 助成金の交付条件

下記の全てを満たすこと

- ・ 交付決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、申請年度の末日までに実績報告を提出できること
- ・ 売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年を経過する日までに着手する工事であること
- ・ 市内業者(支店、営業所含む。)が施工する、対象経費50万円以上の工事であること
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準を満たす工事であること。
※200㎡以上の住宅を社員寮とする場合は、用途変更に伴う確認申請の手続きが必要となります。

2. 対象となるリフォーム工事

以下3点を全て満たすこと

- ・ 住宅の建物本体の居住部分に対して行う工事(増改築及び修繕、模様替)
- ・ 市内業者(支店又は営業所含む。)が施工する、対象経費の合計が50万円以上の工事
- ・ 建築基準法、その他関連法に適合する工事

◆対象となる工事の例

| 工事内容 | 備考 |
|---------------------------------|--|
| 居住部分の増築工事(居室、物置部屋、浴室など) | |
| 屋根、外壁の改修、室内の改装、間取り変更 | |
| ベランダ、サンルームの増築・改修 | |
| 住宅の床フローリング張替え、畳の取替え | |
| 給排水衛生設備、空調設備、換気設備、電気・ガス設備工事 | 設置、交換する部屋の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合に限り対象とする |
| 浴室、トイレ、台所などの水まわり改修工事 | |
| 給湯設備(ボイラー、エコキュート、追い焚き釜含む)の設置、交換 | 給湯する居住部分の内装工事を伴う場合に限り対象とする |
| 室内建具、サッシ、玄関戸の取替え | |
| 住宅の改修を含む下水道接続工事 | |
| 耐震補強工事 | 耐震効果が確実にあがるものに限る |
| 断熱改修(外壁、屋根、天井、窓、ガラスの交換等)工事 | |
| 手すり設置、段差解消などの住宅内バリアフリー工事 | |

◆対象とならない工事の例

| 工事内容 | 備考 |
|--|------------------|
| 補助対象者又は従業員自らが自宅を工事するもの | |
| 住宅の新築工事 | |
| 建物の解体のみ行う工事 | |
| 住宅と別棟の車庫、カーポート、物置、納屋の工事 | |
| 店舗、事務所、作業所の工事 | 併用住宅の場合、居住部分のみ対象 |
| 外構工事(門、堀、フェンス、ブロック塀、ウッドデッキ、庭、舗装、芝張りなど) | |
| 造園工事、さく井工事 | |
| 合併浄化槽の設置、交換 | |
| 下水道接続工事のみ(管路工事) | |
| 太陽光発電装置、太陽熱温水装置の設置 | |
| 移動又は取り外し可能な製品(カーテン、テーブルコンロ、ベッド、机、棚類など)の購入・設置 | |

| 工事内容 | 備考 | × | | | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 家庭用電化製品(食洗機、テレビ、洗濯機、照明器具など)の購入 | 照明器具については、設置・交換する居室の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合は対象とする | | × | | | | | | | | | |
| 電気・ガス製品(IHクッキングヒーターなど)の購入 | システムキッチンと一体型(ビルトイン方式)のものは対象とする | | | × | | | | | | | | |
| ディスプレイ設置工事 | 製品代・設置費ともに対象外 | | | | × | | | | | | | |
| 障子・ふすま紙・カーペットの貼り替え、畳の表替え・裏返し | | | | | | × | | | | | | |
| 電話、CATV、インターネットなどの配線工事 | | | | | | | × | | | | | |
| 防犯機器(テレビドアホン、監視カメラ、赤外線防犯システムなど)、防災機器(火災報知器など)、通信機器(アンテナなど)の設置工事 | 製品代・設置費ともに対象外 | | | | | | | × | | | | |
| 冷暖房設備(エアコン、薪ストーブ、蓄熱暖房機、FF暖房機など)の器具のみの設置・交換 | 設置、交換する部屋の内装工事(壁・柱・床等の主要構造部の改修)を伴う場合は対象とする | | | | | | | | × | | | |
| 白アリ駆除等の消毒・薬剤散布 | | | | | | | | | | × | | |
| ハウスクリーニング、配水管等の清掃 | | | | | | | | | | | × | |
| 災害等による保険給付の対象となる工事 | | | | | | | | | | | | × |
| 公共工事で移転する工事 | | | | | | | | | | | | |

3. 提出書類

(1) 交付申請に必要な書類

★申請に必要な部数は「1部」です。

★提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。

| 提出が必要な方 | 必要な書類 |
|-----------------------|---|
| すべての方 | 交付申請書(様式第1号) |
| | 法人の登記事項証明書 |
| | 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し ・ 建物売買の契約者を確認できるもの(コピー可) |
| | 工事見積書 ・ 積算内容の内訳が分かるもの(コピー可) ・ 対象経費か否かが確認できるもので、その額が申請書記載額と一致するもの |
| | 工事内容が分かる図面と住宅の位置図 ・ 工事内容が分かる図面と、住宅の場所が分かる位置図など(コピー可) ・ 現況写真と照らし合わせて内容の確認ができるもの |
| | 対象工事を行う住宅の現況写真(カラー) ①と②の両方が必要です。 ① 対象となる住宅の全景の写真 ② 対象工事の実施予定場所の現況写真 ・ 居住の用に供されている部分であることが確認できること ・ 撮影日(申請日前1ヶ月以内)が記入されていること ・ 工事を実施する箇所は全て撮影してください。 ※携帯電話のカメラ利用や、夕暮れ・夜間、ピントが合わない状態での撮影などで不鮮明な写真は提出書類として認められません。 |
| 一部増築・一部改築・一部減築がある場合のみ | 一部増築・改築・減築工事の床面積と既存部分の床面積が確認できる図面 ・ 増改減築工事を行う床面積と既存部分の床面積が確認できること(平面図・面積表など) ※増改減築工事がない場合(床面積に増減がない場合)は不要です。 ※工事内容が建築基準法など各種法令に適合していることを事前に確認してください。 |
| 提出が必要な方 | 必要な書類 |
| 併用住宅の場合のみ | 居住部分と居住以外の部分が確認できる図面 ・ 居住の用に供する部分の床面積及び居住以外の用に供する部分の床面積が確認できること(平面図及び面積表など) ※専用住宅である場合は不要です。 ※屋根改修工事や外壁改修工事など、居住部分と居住以外の部分が明確に区分できない共通した部位に係る工事(共通工事)がある場合、共通工事費のうち居住部分の床面積按分の工事のみが補助対象となります。 |
| 該当者のみ | その他市長が必要と認める書類 ※対象となる住宅や世帯の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求められることがあります。 |

(2)実績報告に必要な書類

★申請に必要な部数は「1部」です。

★提出いただいた書類は返却できませんので、必要な方はあらかじめコピーをお取りください。

| | |
|-----------|--|
| すべての方 | <p>実績報告書(様式第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の年度内に提出すること |
| | <p>工事代金領収書 など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者(=申請者)に対して発行された領収書であること ・発行者の名称、所在地(市内の住所)の記入、及び社印又は代表者印の押印があること ・収入印紙が貼付けされ、消印があること ・ただし書きで、対象工事に係る領収書であることが確認できること <p>※原本をお持ちください。こちらでコピーを取らせていただいた後、原本をお返します。</p> <p>※助成対象工事の事業費額との整合が確認できるものとしてください。</p> |
| | <p>対象工事が行われた状況が確認できる写真(カラー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に提出した写真と比較して、対象工事が行われたことが明確に確認できること ・撮影日(報告書提出日前1ヶ月以内)が記入されていること <p>※工事を実施した箇所は全て撮影してください。</p> <p>※着手前写真とできるだけ同じアングルで撮影してください。</p> <p>※写真が暗い・ぼやけているなど状況が明確に確認できない場合は撮り直しをお願いする場合があります。</p> |
| | <p>補助対象社員寮の雇用及び住民登録に関する調書(様式第4号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員寮に入居している従業員の氏名・生年月日等を記載すること ・新たに市外から転入した従業員について、チェックボックスにチェックを入れるすること |
| | <p>補助対象社員寮の雇用及び住民登録が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第4号に記載された従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ・様式第4号に記載された従業員の住民票 |
| 提出が必要な方 | 必要な書類 |
| 変更がある場合のみ | <p>工事の変更内容の分かるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の変更内容の分かるもの(図面や変更見積など) <p>※申請時と実績報告を行う内容に変更がない場合は、提出不要です。</p> |
| 該当者のみ | <p>その他市長が必要と認める書類</p> <p>※対象となる住宅や世帯の状況などにより、上記書類のほかに、審査に必要な資料を求める場合があります。</p> |

4. Q&A集

1. 補助対象者に関すること

Q1-1) 現在は小矢部市内に事業所がありませんが、申請できますか？

申請できます。ただし、実績報告までに小矢部市内に事業所を構えていただく必要があります。

2. 補助対象住宅に関すること

Q2-1) アパート等の共同住宅は対象になりますか？

対象となりません。

Q2-2) 併用住宅(居住部分と事業用部分が一体となった住宅)の場合も対象になりますか？

居住部分の工事のみが対象になります。屋根の工事などで、居住部分とその他の部分の工事に分けられない場合は、床面積で按分して対象工事費を算出します。

3. 補助対象工事に関すること

Q3-1) 市内業者とはどのような業者ですか？

市内業者とは、小矢部市内に居住する個人事業者又は市内に店舗(支店・営業所含む。)を置く法人事業者のことをいいます。

見積書・領収書等に記載されている住所にて、市内業者か否かを確認させていただきます。

Q3-2) 申請者自らが材料を買ってきて工事をした場合は対象になりますか？

対象になりません。また従業員が施工する工事も対象外です。

Q3-3) 小矢部市の業者を紹介してもらえますか？

市では、施行業者の指定や紹介は行っていません。市内施行業者の組合等にご相談いただくか、タウンページ等でお探してください。

Q3-4) 玄関の外にアルミ製の風除けを設置しようと考えていますが、助成対象になりますか？

居住する住宅の外構(生活する建物の外にある構造物)工事となりますので、対象になりません。ただし、外壁を壊して風除室を増築する場合は助成対象となります。

4. 補助対象社員寮に関すること

Q4-1) 従業員の転入要件がありますが、いつ転入した従業員でもいいのでしょうか？

交付申請の属する年度中に市外から転入していることが要件となります。

(R6.6.1に補助金の交付申請を行った場合、R6.4.1～実績報告までの間に転入した従業員が対象となります)

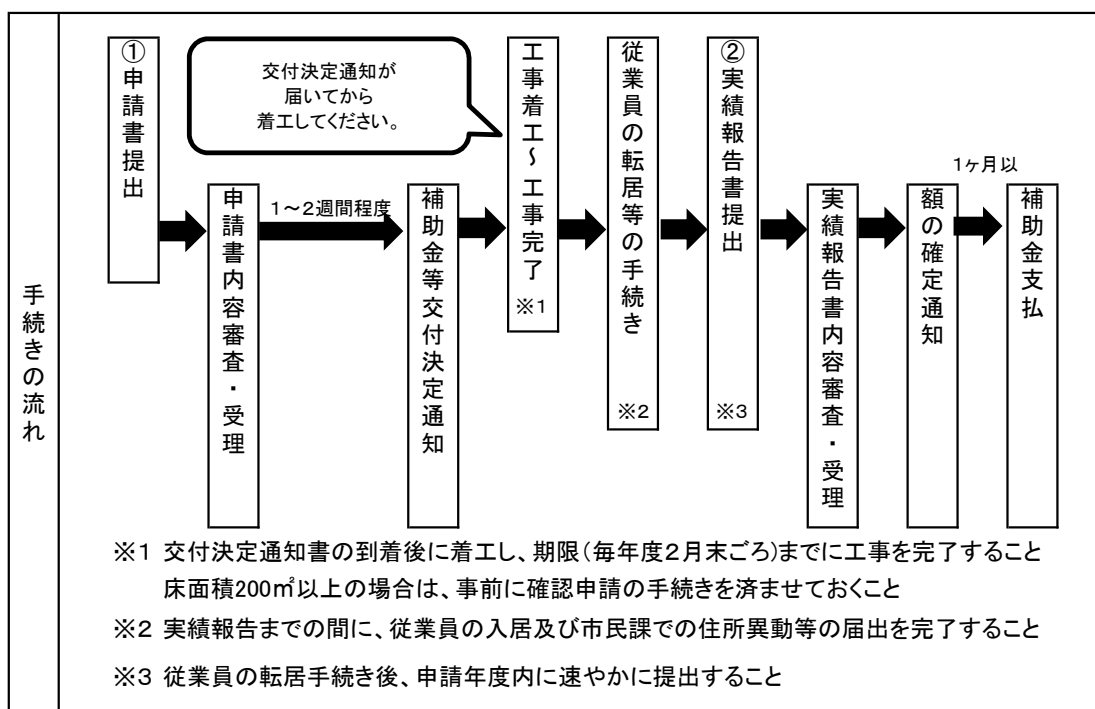
Q4-2) 補助金の算定の際に用いる「入居する従業員数」はいつの時点で確認するのでしょうか？

実績報告時に確認することになります。住民票で居住地を確認することになりますので、実績報告までの間に従業員の転居手続きを済ませておいてください。

Q4-3) 地域住民との調和を図るための対策とはどのようなものですか？

社員寮に入居する従業員がスムーズに地域に溶け込むために必要な対策となります。具体的には、ゴミ出しなどのルールについて地域住民(町内会等)との間で確認し合うことなどを想定しています。

社員寮用空き家バンク活用リフォーム事業補助金を申請される予定の皆様へ【チェック表】



<必要書類>

①申請

- 交付申請書(様式第1号)
- 法人の登記事項証明書
- 空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 工事見積書(リフォーム工事の積算内容が分かるもの)
- 工事内容が分かる図面、位置図 など
- 工事実施前の日付入りの現場写真
- 【併用住宅】居住部分と居住部分以外の部分が確認できる図面

交付決定通知書が届いてから、着工してね！
年度内に工事を完了することが必要だよ！！



②実績報告

- 実績報告書(様式第3号)
- 工事代金領収書等(原則、代金を支払い済みであることが必要です。コピー後、原本はお返します。)
- 工事実施後の日付入りの現場写真(申請時に提出したものと同一角度からのもの)
- 【交付申請時と工事内容の変更がある場合】変更内容の分かる図面等
- 補助対象社員寮の雇用及び住民登録に関する調書(様式第4号)
- 補助対象社員寮の雇用及び住民登録が確認できる書類

申請を予定されている方へのお願い

- ★提出の際は、上記の口をチェック(☑)し、必要書類が揃っているか確認してください。
- ★着工後に申請をされた場合、補助を受けることができません。必ず工事着工前に申請をしてください。
- ★申請書を提出・受理しただけでは交付決定となりません。審査結果によっては非該当となり、申請を却下することもありますので、必ず交付決定通知書が届いてから、着工してください。

<問合せ・申請場所>

小矢部市本町1番1号 小矢部市役所4階 商工立地振興課 / 電話:0766-67-1760(内線451) 平日8:30~17:15